



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
令和3年9月30日(木)

担 当	島根労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 藤原 修二 賃金指導官 小村 誠二
	Tel 0852-31-1158

島根県最低賃金が改正されます。

令和3年10月2日より時間額824円に！

島根県内の事業所で働くすべての労働者に適用される島根県最低賃金が、10月2日から時間額824円に改正となります。

(一部の産業については、上記の額より高い額が定められています。【特定最低賃金】)

この島根県最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用され、仮に最低賃金より低い額を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

なお、次の賃金は、最低賃金に算入されません。①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当 ③臨時に支払われる賃金 ④賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

今年の引上げ額は、時間額表示となった平成14年以降最高となりますが、中小企業・小規模事業者の皆様へは、賃金引上げを支援する業務改善助成金等の利用促進を図ります。

※今年度改正周知用リーフレット及びパンフレットを添付しています。

みんなチエック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

島根県 最低賃金

令和3年
10月2日から
[時間額]

824 円

32円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!
最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは島根労働局または最寄りの労働基準監督署へ
島根労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

^(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

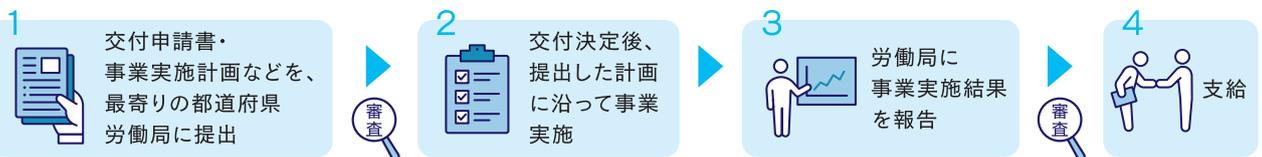
業務改善
助成金の
動画も
あります。



支給の要件



助成金 支給までの 流れ



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。



派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元：埼玉県 最低賃金額(時間額) **956円**

派遣先：東京都 最低賃金額(時間額) **1,041円**

派遣先の東京都最低賃金(1,041円)が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元：京都府 最低賃金額(時間額) **937円**

派遣先：兵庫県 鉄鋼業 最低賃金額(時間額) **964円**

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(964円)が適用されます。

※金額は令和3年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。



最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

- 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$
- 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$
- 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$
- 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

 - ① 基本給(日給) → ②の計算で時間額を出す
 - ② 各手当(月給) → ③の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
168,000円-8,000円=160,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
② 160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,000円>850円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	135,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	168,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	850円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
5,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=625円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①と②を合計すると、
625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	132,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	850円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および家族手当 (※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和2年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	889 (861)	28	令和3年 10月1日	滋賀	896 (868)	28	令和3年 10月1日
青森	822 (793)	29	令和3年 10月6日	京都	937 (909)	28	令和3年 10月1日
岩手	821 (793)	28	令和3年 10月2日	大阪	992 (964)	28	令和3年 10月1日
宮城	853 (825)	28	令和3年 10月1日	兵庫	928 (900)	28	令和3年 10月1日
秋田	822 (792)	30	令和3年 10月1日	奈良	866 (838)	28	令和3年 10月1日
山形	822 (793)	29	令和3年 10月2日	和歌山	859 (831)	28	令和3年 10月1日
福島	828 (800)	28	令和3年 10月1日	鳥取	821 (792)	29	令和3年 10月6日
茨城	879 (851)	28	令和3年 10月1日	島根	824 (792)	32	令和3年 10月2日
栃木	882 (854)	28	令和3年 10月1日	岡山	862 (834)	28	令和3年 10月2日
群馬	865 (837)	28	令和3年 10月2日	広島	899 (871)	28	令和3年 10月1日
埼玉	956 (928)	28	令和3年 10月1日	山口	857 (829)	28	令和3年 10月1日
千葉	953 (925)	28	令和3年 10月1日	徳島	824 (796)	28	令和3年 10月1日
東京	1,041 (1,013)	28	令和3年 10月1日	香川	848 (820)	28	令和3年 10月1日
神奈川	1,040 (1,012)	28	令和3年 10月1日	愛媛	821 (793)	28	令和3年 10月1日
新潟	859 (831)	28	令和3年 10月1日	高知	820 (792)	28	令和3年 10月2日
富山	877 (849)	28	令和3年 10月1日	福岡	870 (842)	28	令和3年 10月1日
石川	861 (833)	28	令和3年 10月7日	佐賀	821 (792)	29	令和3年 10月6日
福井	858 (830)	28	令和3年 10月1日	長崎	821 (793)	28	令和3年 10月2日
山梨	866 (838)	28	令和3年 10月1日	熊本	821 (793)	28	令和3年 10月1日
長野	877 (849)	28	令和3年 10月1日	大分	822 (792)	30	令和3年 10月6日
岐阜	880 (852)	28	令和3年 10月1日	宮崎	821 (793)	28	令和3年 10月6日
静岡	913 (885)	28	令和3年 10月2日	鹿児島	821 (793)	28	令和3年 10月2日
愛知	955 (927)	28	令和3年 10月1日	沖縄	820 (792)	28	令和3年 10月8日
三重	902 (874)	28	令和3年 10月1日	全国加重平均額	930 (902)	28	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認! 最低賃金制度 検索



自分の最低賃金を、ちゃんと知ることが大事だよ。

みんなチェック! 最低賃金。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

働くすべての人と雇う人のためのルールです。

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を
支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金



内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金[※]

特定地域内の特定産業について
定められています。

設定件数
227件

例えば、



など

特定最低賃金の詳細は

[※]地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の動画も
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ

「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る

中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、

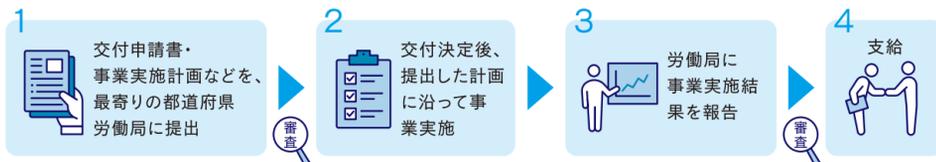
支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。[詳しくは、こちら](#)

支給の要件



設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ



助成額の一覧

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金 900円未満 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 ^(※2) 事業場内最低賃金 900円以上 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 ^(※2)
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上 ^(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上 ^(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上 ^(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上 ^(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上 ^(※1)	600万円		

^(※1) 10人以上の上限区分は、以下いずれかに該当する事業場が対象となります。

^①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場 ^②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
^(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

相談 窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、
お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 03-6388-6155 受付時間 平日8:30~17:15

専門家による無料相談を実施しています。

[詳しくは、こちら](#)



業務改善事例①

テーブルオーダーシステムの導入による
注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要／所在地：福岡県
従業員数：9人
事業：飲食業

課題 オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

対応 注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えた。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入した。

代表者の悩み ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい。



実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、**テーブルオーダーシステムの導入**で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、**3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた**。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索。

業務改善事例②

スチームコンベクションオーブンの導入による
生産量の増と調理工程の簡素化

企業概要／所在地：宮城県
従業員数：6人
事業：仕出業

課題 調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

対応 熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えた。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えた。そこで助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入した。

代表者の悩み 今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい。



実施内容 **スチームコンベクションオーブンの導入**により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果 生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、**6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた**。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加。

働き方改革 推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

[詳しくは、こちら](#)